

**CDC CORP(ESC) 【A6906】**

(CDC Corporation)

を保有されている投資家の皆様へ

—清算金支払い（第四回目）＜お支払いの詳細＞のお知らせ—

拝啓 時下ますますご清祥の事とお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、CDC CORP(ESC)の清算金の支払い（第四回目）につきまして、支払いに関する詳細通知がございましたので、ご案内申し上げます。（太字下線部参照）

なお、日程・内容等は現地保管機関等の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第お知らせ致します。

詳細については、下記のとおりです。

敬具

記

1. 現地効力発生日 : 2012 年 12 月 19 日
2. 現地基準日 : 2012 年 12 月 21 日
3. 現地支払開始日 : 2015 年 12 月 21 日
4. 支払単価 : 1 株当り 0.40 米ドル  
※お客様口座へは円貨にてお支払い致します。  
**※支払単価 0.40 米ドルのうち、0.393477 米ドルについては 2016 年 1 月 8 日付にてお客様の口座へ入金いたします。**  
**※支払単価 0.40 米ドルのうち、0.006523 米ドルについては現地の入金確認が取れ次第、配当金扱いにてお支払いいたします。**
5. 課税関係 : 現地 : 支払単価 0.40 米ドルのうち、0.393477 米ドルについては源泉徴収課税なし（残りの 0.006523 米ドルについては、源泉徴収課税あり）  
国内 : 支払単価 0.40 米ドルのうち、0.393477 米ドルについては源泉徴収課税なし（残りの 0.006523 米ドルについては、源泉徴収課税（未上場株式の税率）あり）
6. その他 : ・2014 年 5 月 29 日付にて第三回目の支払いを実施しております。  
・当清算金のお支払い後も清算金を受領できる可能性はありますが、第五回目以降の支払い時期は未定です。  
・お客様保有の CDC CORP(ESC)の残高は、当清算金のお支払い後も抹消されない予定です。ただし、市場売却は出来ませんのでご注意下さい。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。

本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社